

第7章 社会環境の浄化

第7章 社会環境の浄化

第1節 青少年のメディアに対する意識

情報化の急速な進展に伴い、子どもたちが携帯電話やスマートフォン、パソコン等のメディアを利用する機会が日常化した一方、メールや出会い系サイト等のインターネットを介した子どもたちの問題行動やトラブルが急増し、緊急的な課題となっている。

平成24年度に県が実施した「青少年の意識に関する調査」では、メディア利用に関する各種項目について調査した。なお、調査対象は、無作為抽出した県内の小・中・高等学校計44校の小学6年生、中学2年生、高等学校2年生の計1,300人である。

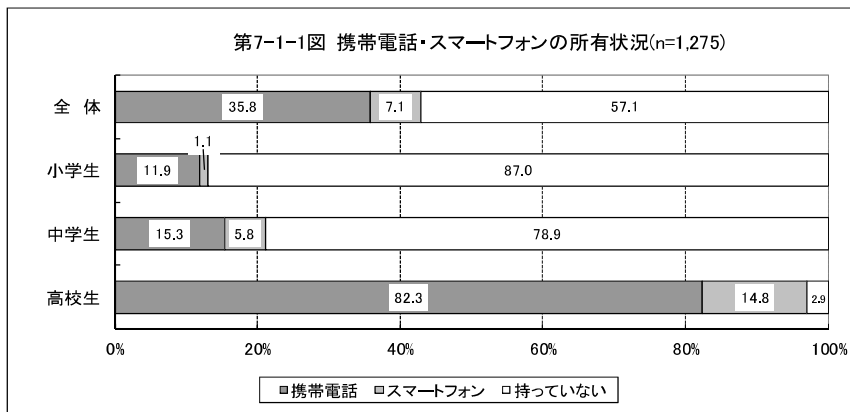
1 携帯電話・スマートフォンの所有状況

(1) 全体集計結果

現在、自分専用で持っているものはどちらか（携帯電話・スマートフォン）を尋ねたところ、「携帯電話を持っている」が35.8%、「スマートフォンを持っている」が7.1%、「持っていない」が57.1%となっている。

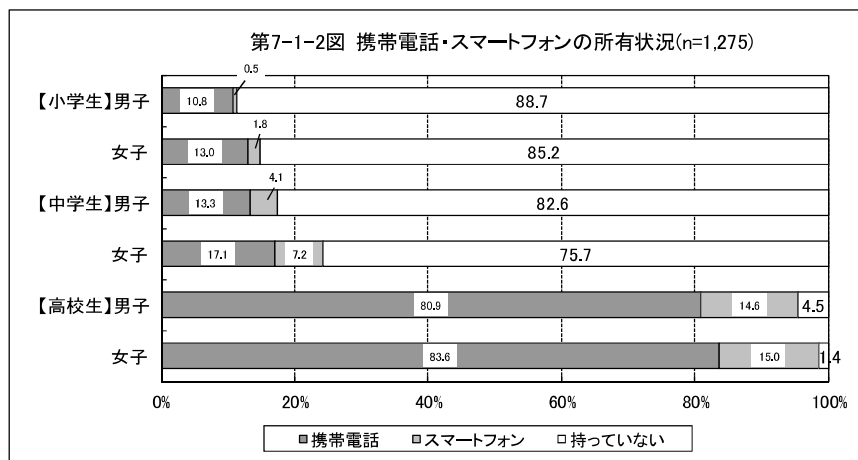
(2) 学校種別集計結果

携帯電話・スマートフォンの所有率が最も高いのは、高校生の97.1%で、以下、中学生（21.1%）、小学生（13.0%）となっている。



(3) 属性別集計結果

小学生、中学生、高校生のいずれも、女子のほうが男子よりも所有率が高い。スマートフォンの所有状況を見ると、高校生の女子が15.0%で最も高い。



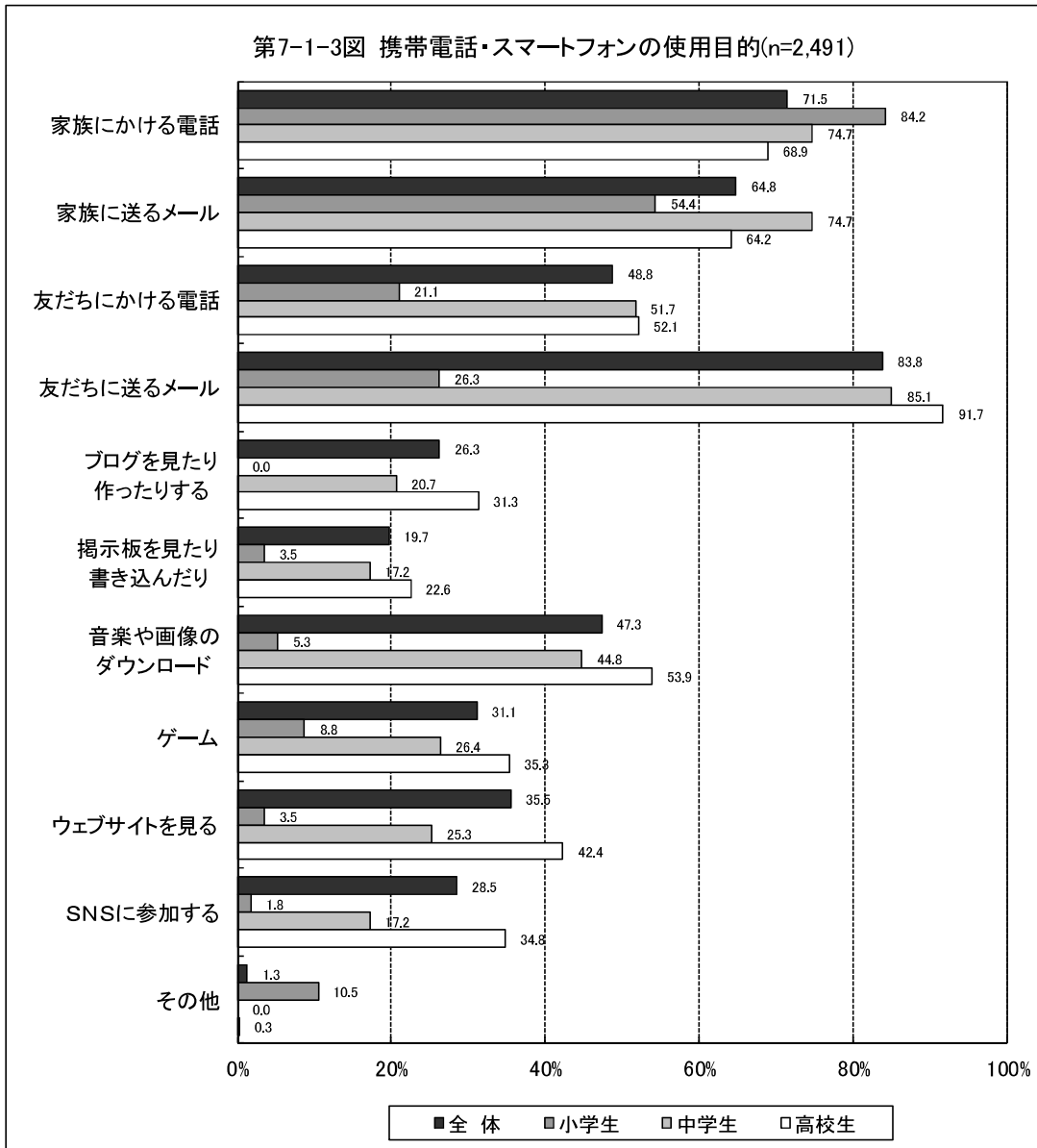
2 携帯電話・スマートフォンの使用目的

(1) 全体集計結果

携帯電話・スマートフォンの使用目的を尋ねたところ、「友だちに送るメール」が83.8%で最も高く、以下、「家族にかける電話」(71.5%)、「家族に送るメール」(64.8%) などとなっている。

(2) 学校種別集計結果

小学生では、「家族にかける電話」(84.2%)、「家族に送るメール」(54.4%)、「友だちに送るメール」(26.3%)が上位を占めている。中学生では、「友だちに送るメール」(85.1%)、「家族にかける電話」(74.7%)、「家族に送るメール」(74.7%)が上位を占めている。高校生では、「友だちに送るメール」(91.7%)、「家族にかける電話」(68.9%)、「家族に送るメール」(64.2%)が上位を占めている。



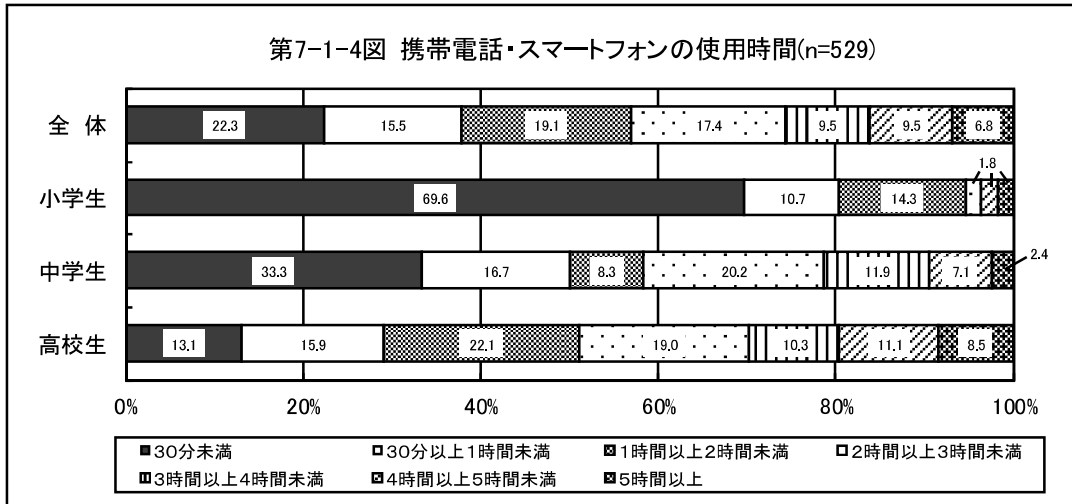
3 携帯電話・スマートフォンの使用時間

(1) 全体集計結果

携帯電話・スマートフォンの使用時間を尋ねたところ、「30分未満」が22.3%で最も高く、以下、「1時間以上2時間未満」(19.1%)、「2時間以上3時間未満」(17.4%)などとなっている。

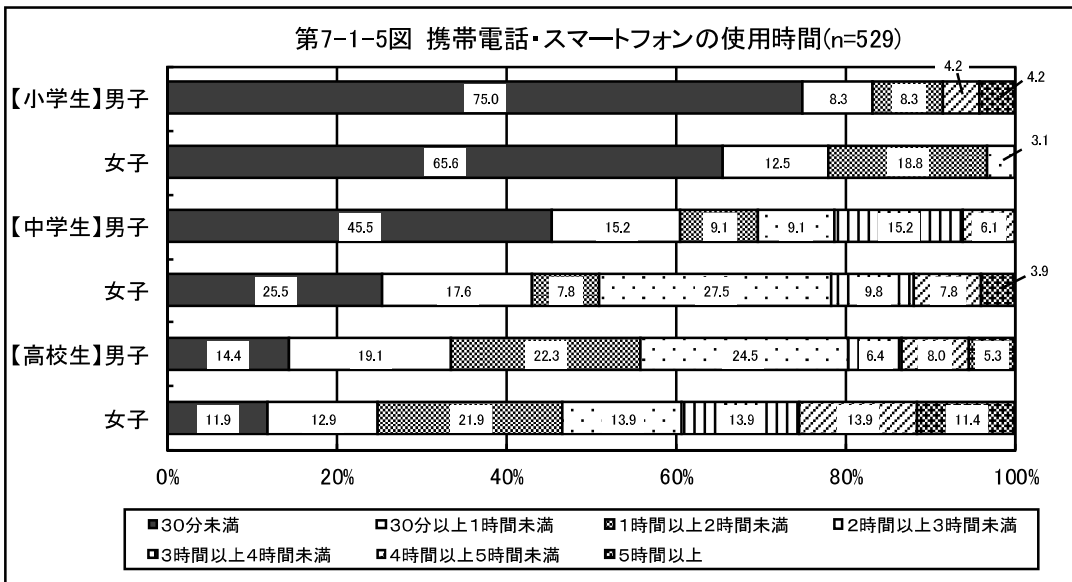
(2) 学校種別集計結果

学校種別に携帯電話・スマートフォンの使用時間について見てみると、小学生は「30分未満」が69.6%で最も高く、中学生でも「30分未満」が33.3%で最も高い。高校生では、「1時間以上2時間未満」が22.1%で最も高い。



(3) 属性別集計結果

属性別に携帯電話・スマートフォンの使用時間を見てみると、小学生は「30分未満」(男子75.0%、女子65.6%)が男女ともに最も高い。また、中学生は男子が「30分未満」(45.5%)、女子は「2時間以上3時間未満」(24.5%)が最も高い。高校生では、男子は「2時間以上3時間未満」(24.5%)、女子は「1時間以上2時間未満」(21.9%)が最も高い。



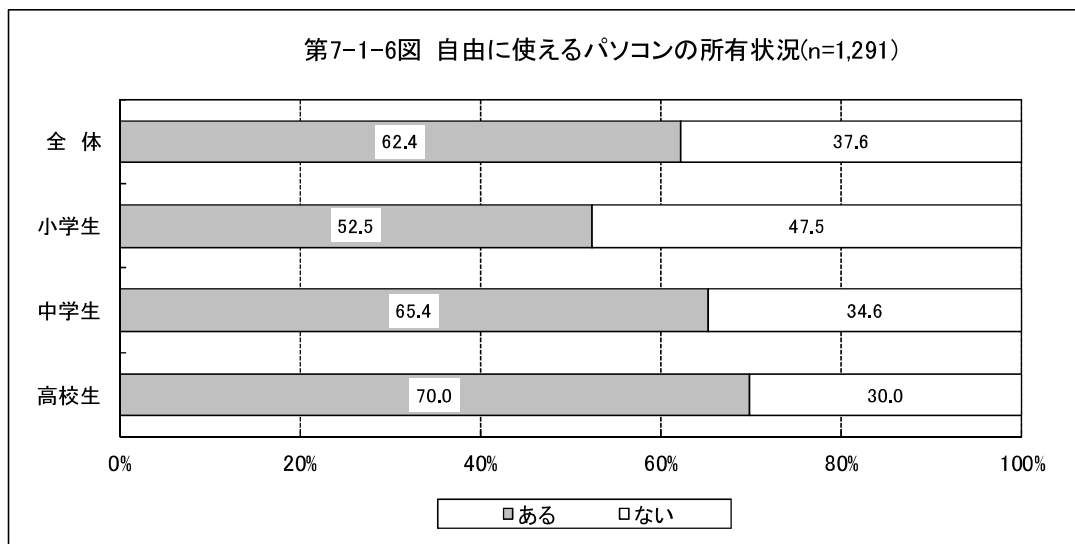
4 自由に使えるパソコンの所有状況

(1) 全体集計結果

自由に使えるパソコンがあるかどうかを尋ねたところ、「ある」が62.4%となっており、「ない」(37.6%)よりも24.8ポイント高い。

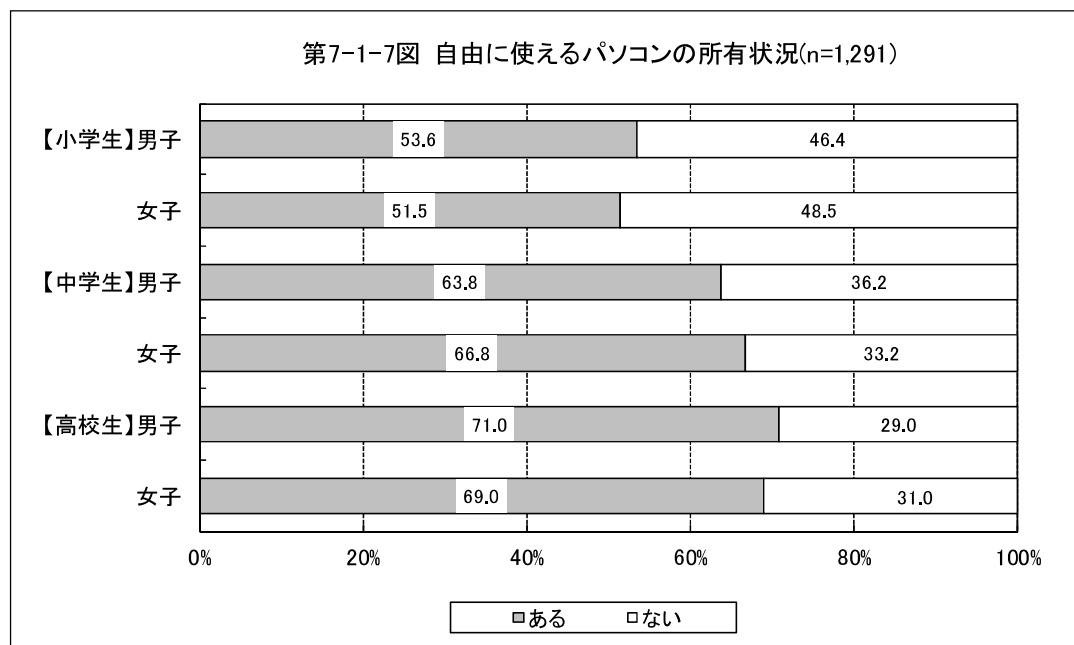
(2) 学校種別集計結果

自由に使えるパソコンの所有率が最も高いのは、高校生の70.0%で、以下、中学生が65.4%、小学生が52.5%となっている。



(3) 属性別集計結果

『自由に使えるパソコン』の所有率が最も高いのは、高校生男子で71.0%となっており、以下、高校生女子(69.0%)、中学生女子(66.8%)などとなっている。



5 自由に使えるパソコンの使用目的

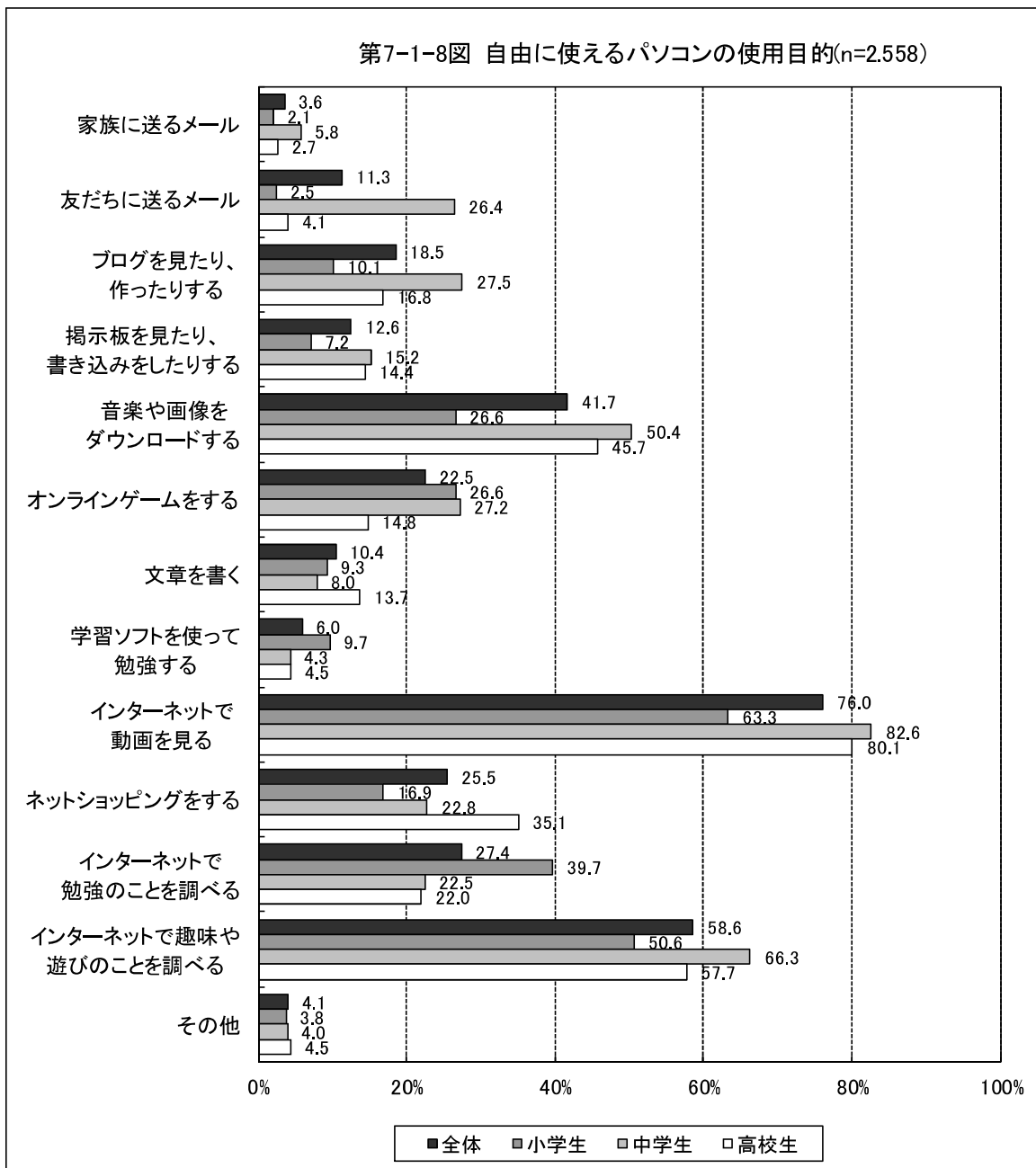
(1) 全体集計結果

自由に使えるパソコンの使用目的を尋ねたところ、「インターネットで動画を見る」が76.0%で最も高く、以下、「インターネットで趣味や遊びのことを調べる」(58.6%)、「音楽や画像のダウンロード」(41.7%)などとなっている。

(2) 学校種別集計結果

小学生、中学生、高校生のいずれも、「インターネットで動画を見る」(小学生：63.3%、中学生：82.6%、高校生：80.1%)、「インターネットで趣味や遊びのことを調べる」(小学生：50.6%、中学生：66.3%、高校生：57.7%)が上位を占めている。

以下、小学生は「インターネットで勉強のことを調べる」(39.7%)、中学生、高校生は「音楽や画像のダウンロード」(中学生：50.4%、高校生45.7%)などとなっている。



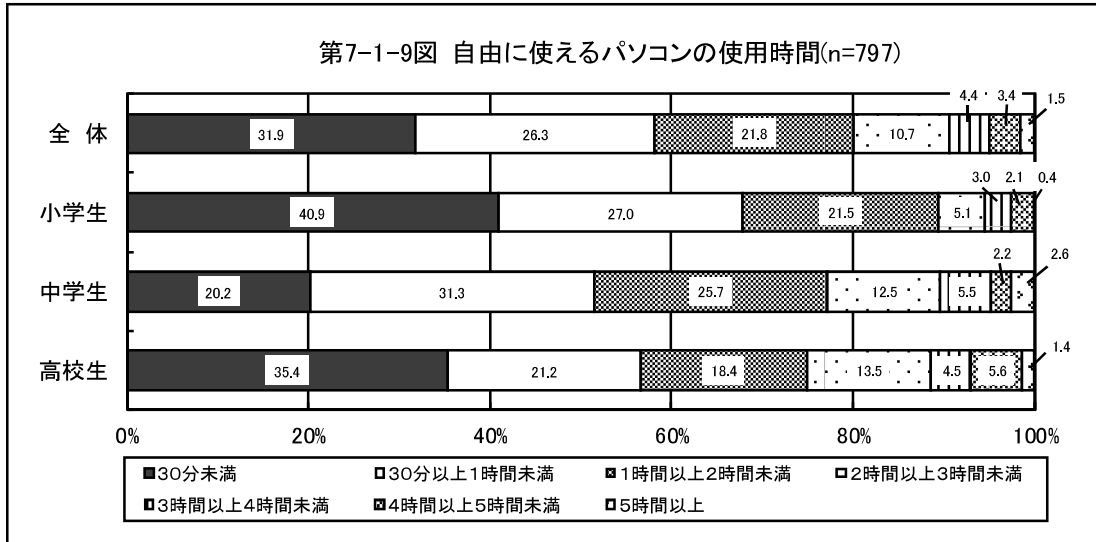
6 自由に使えるパソコンの使用時間

(1) 全体集計結果

自由に使えるパソコンの使用時間を尋ねたところ、「30分未満」が31.9%で最も高く、以下、「30分以上1時間未満」(26.3%)、「1時間以上2時間未満」(21.8%)などとなっている。

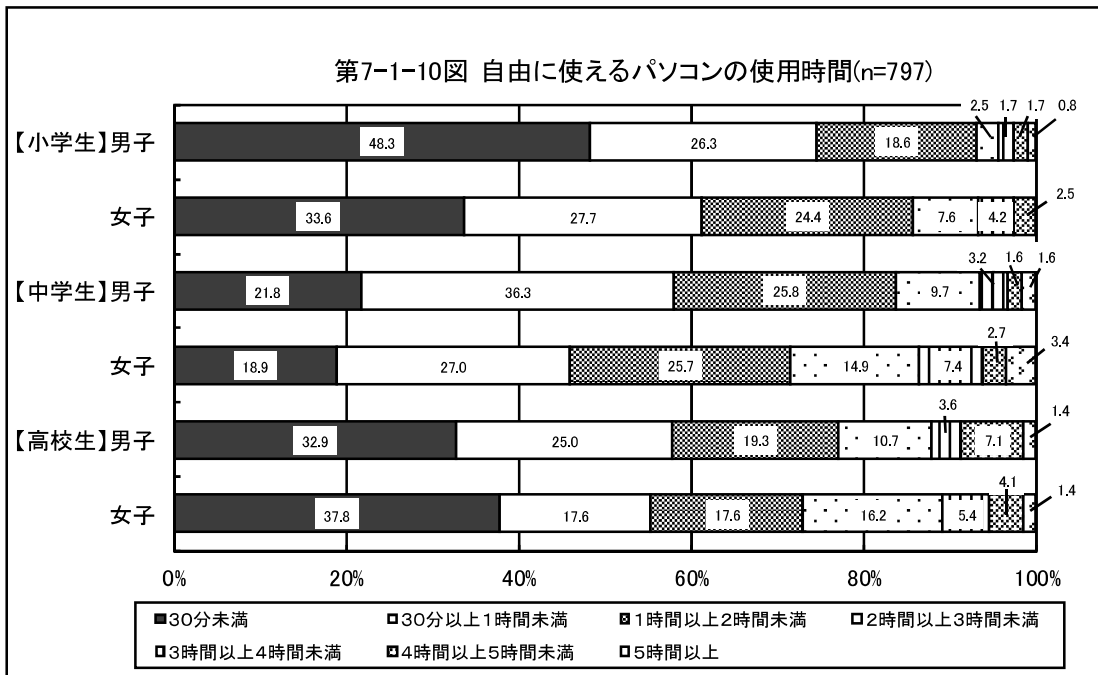
(2) 学校種別集計結果

小学生、高校生は、「30分未満」(小学生：40.9%、高校生：35.4%)、中学生は、「30分以上1時間未満」(31.3%)の割合が最も高い。



(3) 属性別集計結果

小学生の男女、高校生の男女が「30分未満」の割合が最も高いのに対して、中学生は男女ともに「1時間以上2時間未満」の割合が最も高い。



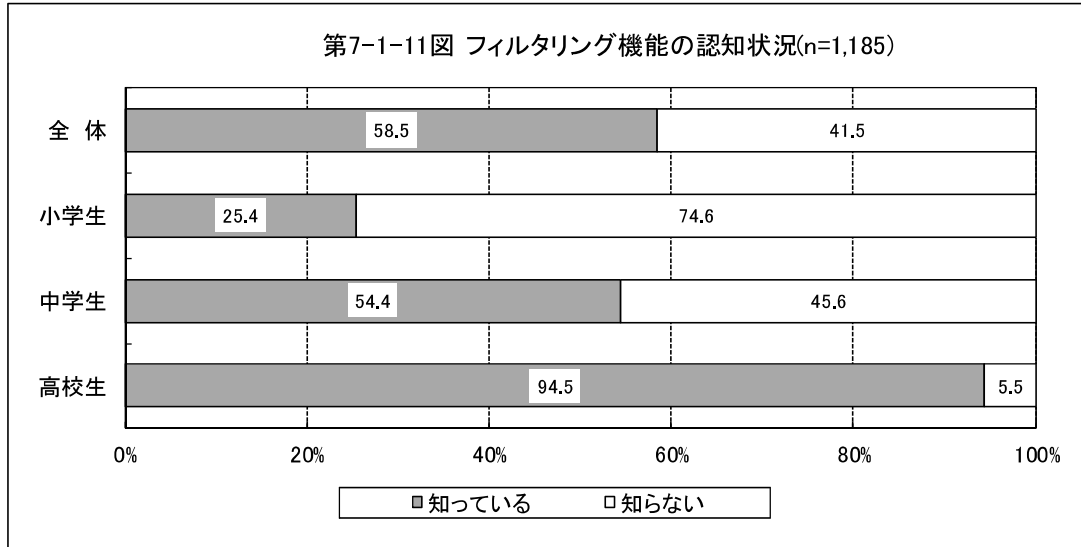
7 フィルタリング機能の認知状況（携帯電話・スマートフォン）

(1) 全体集計結果

フィルタリング機能を知っているかどうか尋ねたところ、「知っている」が58.5%で「知らない」(41.5%)を17ポイント上回っている。

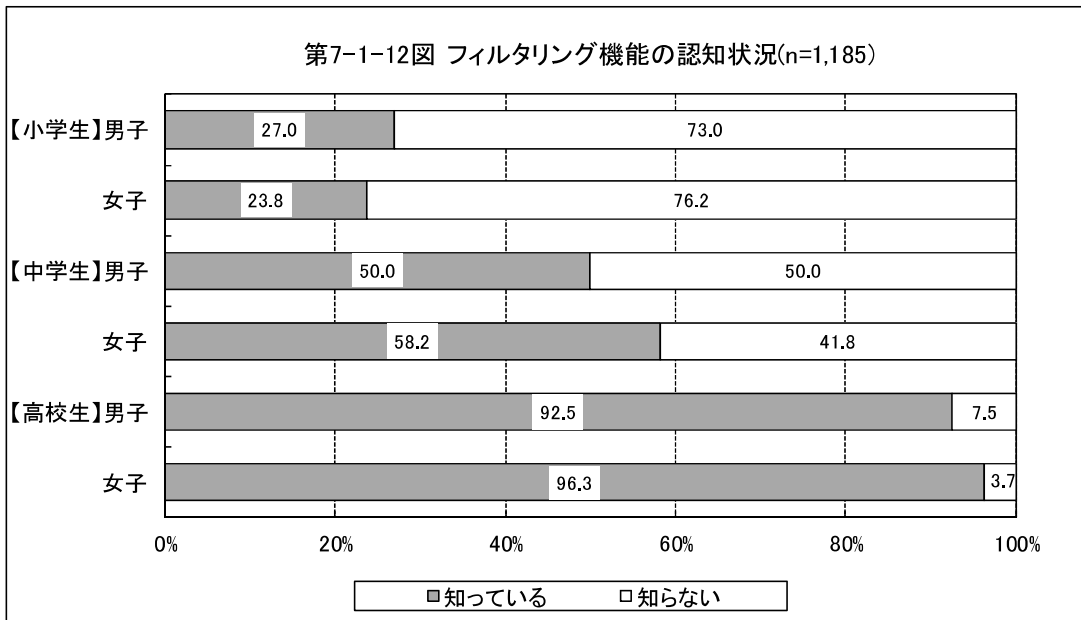
(2) 学校種別集計結果

「知っている」を見てみると、高校生が94.5%で最も高く、以下、中学生(54.4%)、小学生(25.4%)となっている。



(3) 属性別集計結果

「知っている」を見てみると、高校生女子が96.3%で最も高く、以下、高校生男子(92.5%)、中学生女子(58.2%)となっている。また、中学生・高校生は女子のほうが男子よりも高いが、小学生は男子のほうが女子よりも高い。



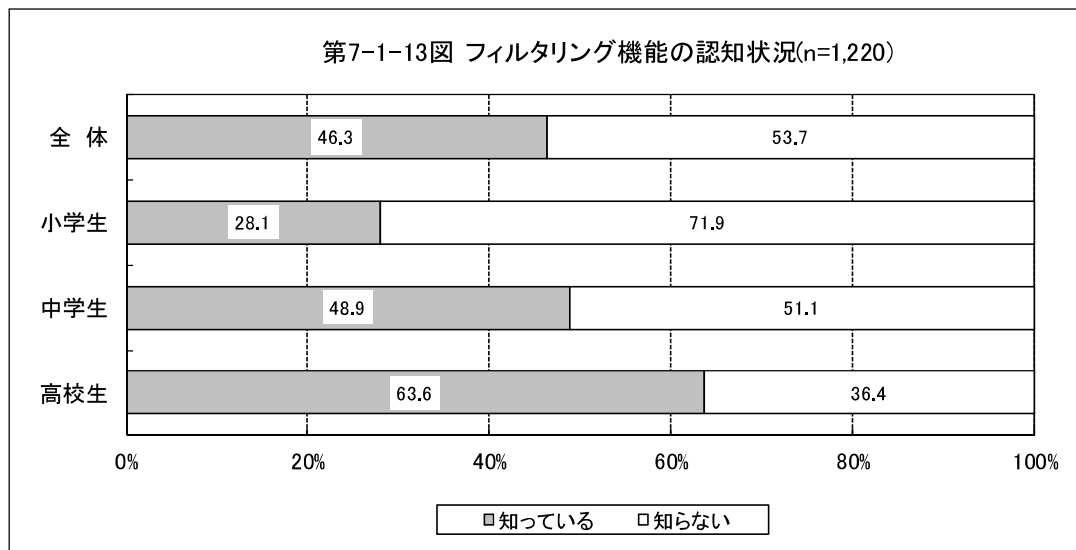
8 フィルタリング機能の認知状況（パソコン）

(1) 全体集計結果

フィルタリング機能を知っているかどうか尋ねたところ、「知らない」が53.7%で「知っている」(46.3%)を7.4ポイント上回っている。

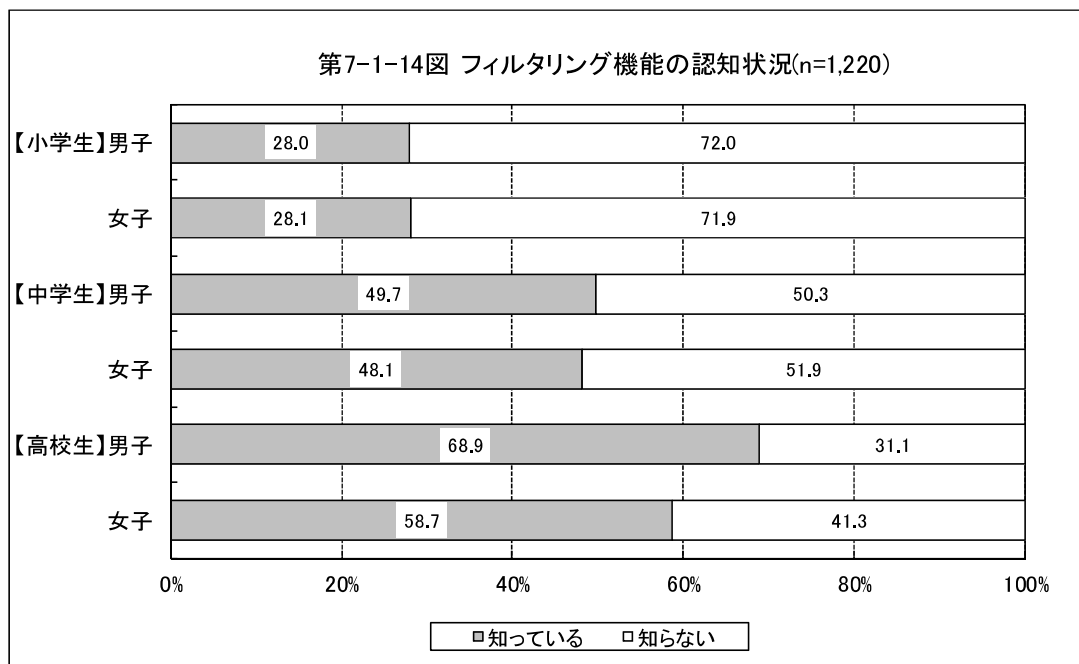
(2) 学校種別集計結果

「知っている」を見てみると、高校生が63.6%で最も高く、以下、中学生(48.9%)、小学生(28.1%)となっている。



(3) 属性別集計結果

「知っている」を見てみると、高校生男子が68.9%で最も高く、以下、高校生女子(58.7%)、中学生男子(49.7%)となっている。また、小学生、中学生は男女の差がほとんど見られないが、高校生は男子のほうが女子よりも高い。



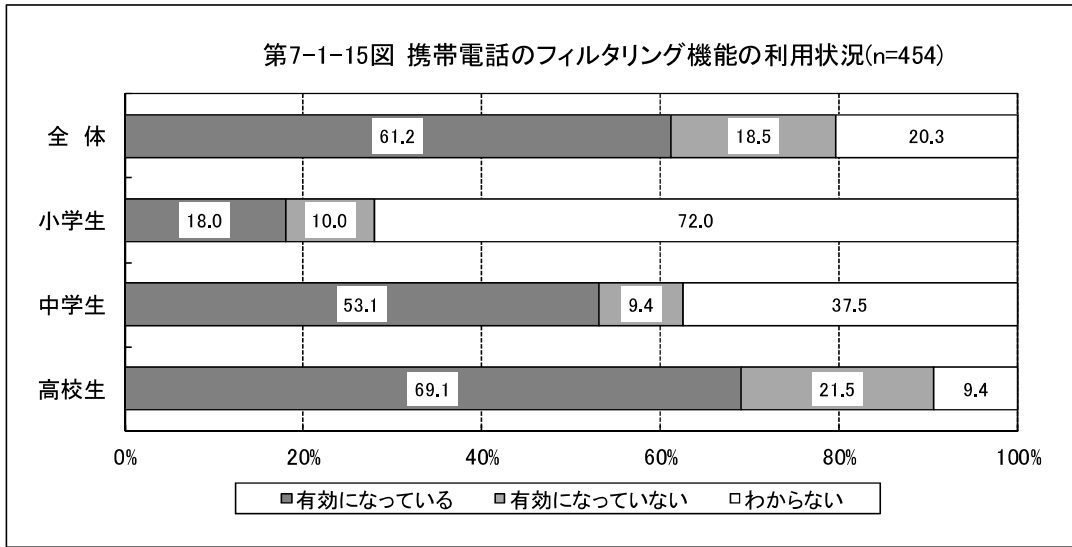
9 携帯電話のフィルタリング機能の利用状況

(1) 全体集計結果

使用している携帯電話のフィルタリング機能が有効になっているかどうかを尋ねたところ、「有効になっている」が61.2%で最も高く、以下「わからない」(20.3%)、「有効になっていない」(18.5%)となっている。

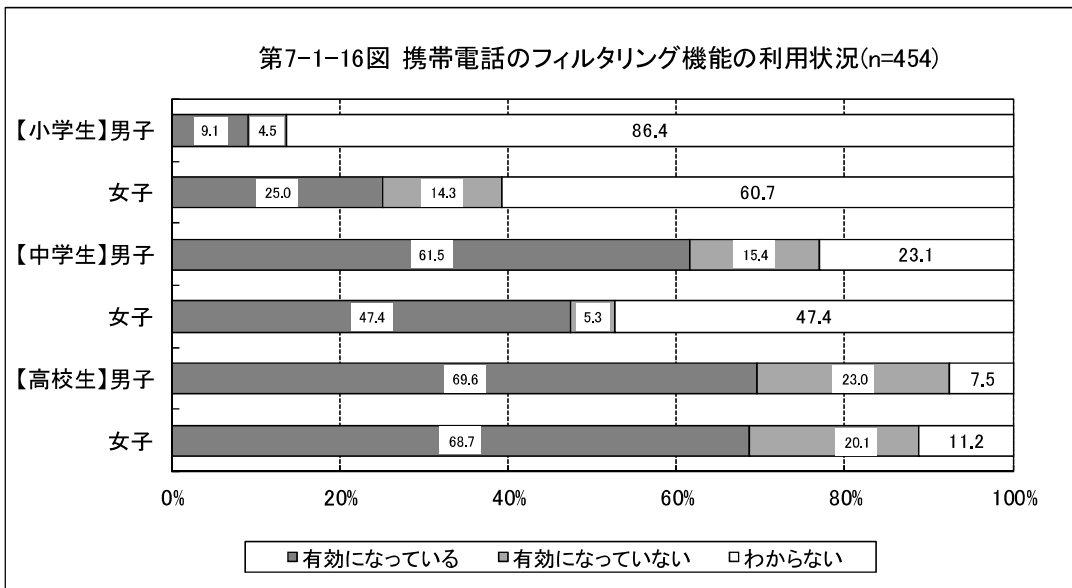
(2) 学校種別集計結果

「有効になっている」を見てみると、高校生が69.1%で最も高く、以下、中学生(53.1%)、小学生(18.0%)となっている。一方、「有効になっていない」を見てみると、高校生が21.5%で最も高く、以下、小学生(10.0%)、中学生(9.4%)となっている。また、小学生については、4分の3程度が「わからない」(72.0%)となっている。



(3) 属性別集計結果

「有効になっている」を見てみると、高校生男子が69.6%で最も高い。また、小学生は女子のほうが男子よりも高いが、中学生、高校生は男子のほうが女子よりも高い。



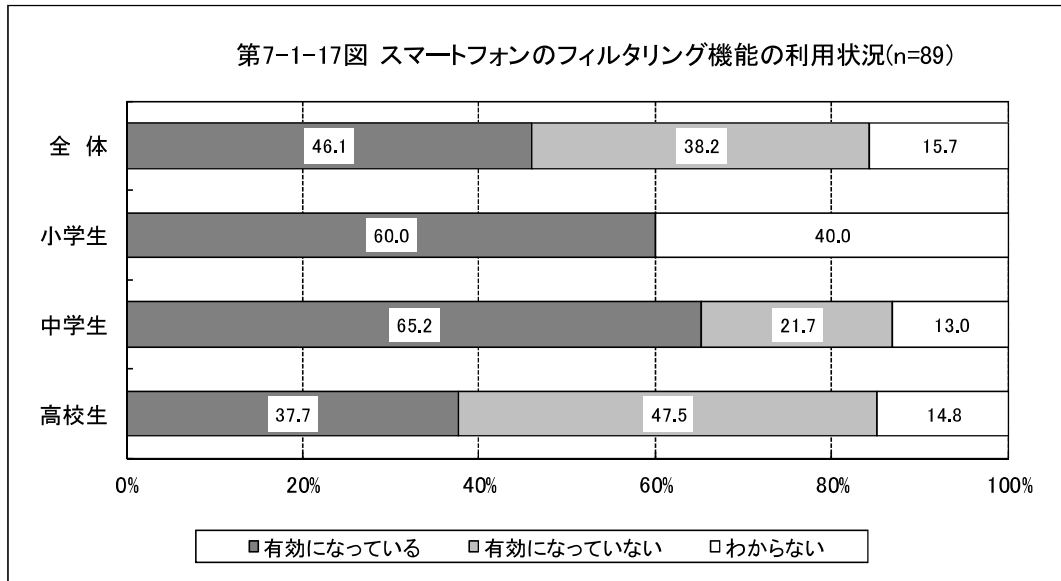
10 スマートフォンのフィルタリング機能の利用状況

(1) 全体集計結果

使用しているスマートフォンのフィルタリング機能が有効になっているかどうかを尋ねたところ、「有効になっている」が46.1%で最も高く、以下「有効になっていない」(38.2%)、「わからない」(15.7%)となっている。

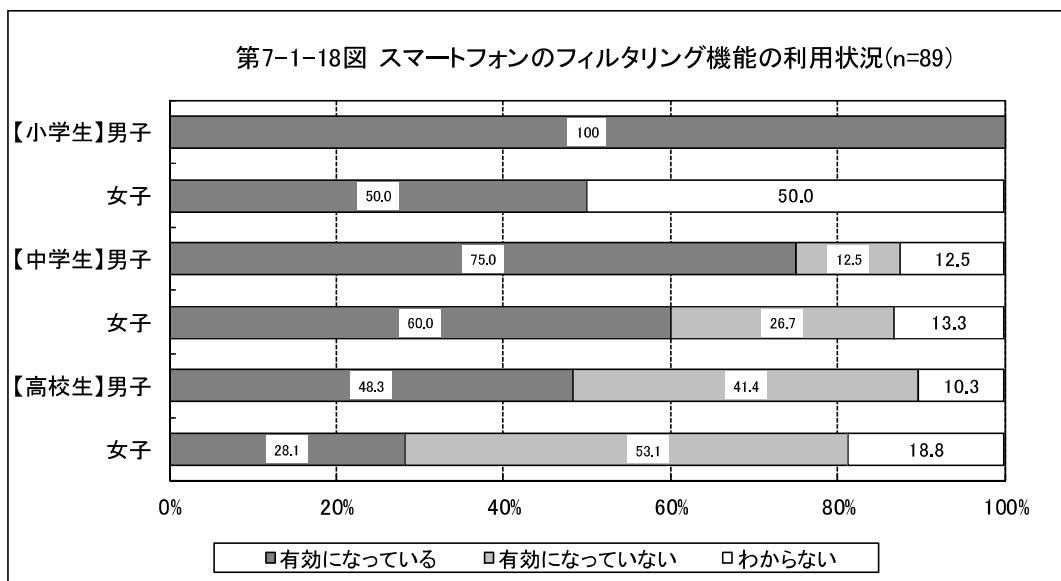
(2) 学校種別集計結果

「有効になっている」を見てみると、中学生が65.2%で最も高く、以下、小学生(60.0%)、高校生(37.7%)となっている。一方、「有効になっていない」を見てみると、高校生が47.5%で最も高く、以下、中学生(21.7%)となっている。また、小学生については、40%が「わからない」となっている。



(3) 属性別集計結果

「有効になっている」を見てみると、小学生男子が100%で最も高い。また、小学生、中学生、高校生のいずれも男子のほうが女子よりも高い。



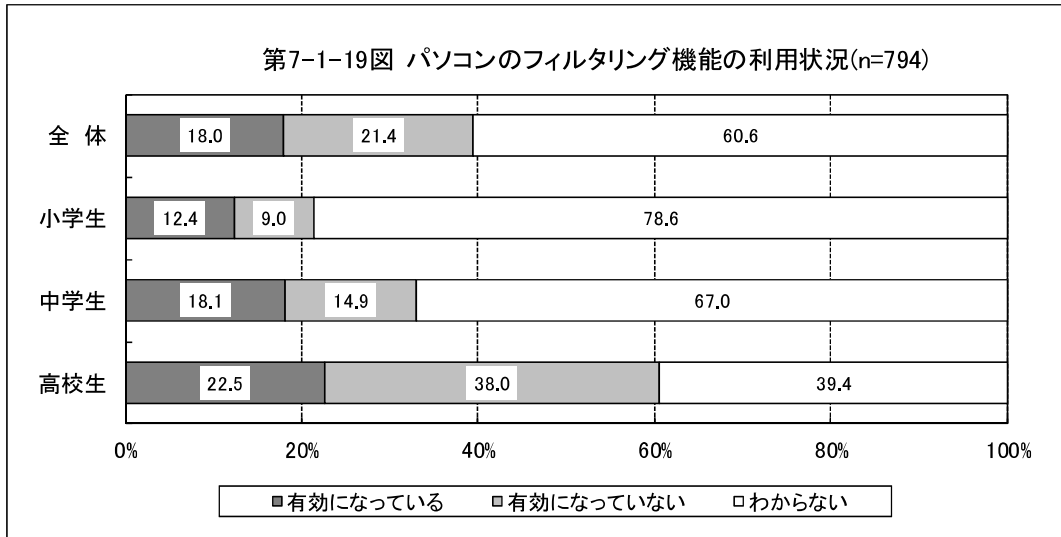
11 パソコンのフィルタリング機能の利用状況

(1) 全体集計結果

使用しているパソコンのフィルタリング機能が有効になっているかどうかを尋ねたところ、「わからない」が60.6%で最も高く、以下「有効になっていない」(21.4%)、「有効になっている」(18.0%)となっている。

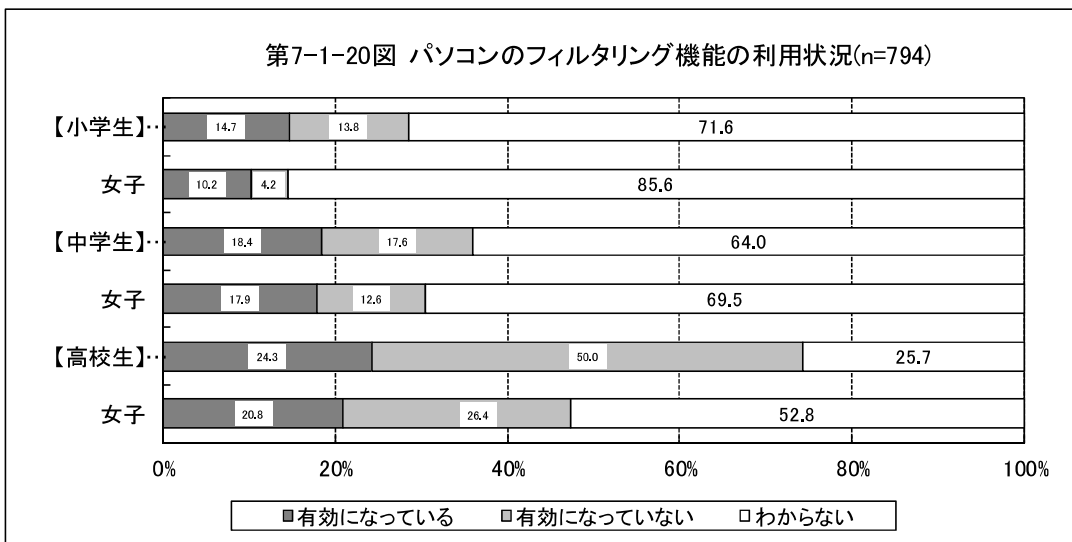
(2) 学校種別集計結果

「有効になっている」を見てみると、高校生が22.5%で最も高く、以下、中学生(18.1%)、小学生(12.4%)となっている。一方、「有効になっていない」を見てみると、高校生が38.0%で最も高く、以下、中学生(14.9%)、小学生(9.0%)となっている。また、小学生については、8割近くが「わからない」(78.6%)となっている。



(3) 属性別集計結果

「有効になっている」を見てみると、高校生男子が24.3%で最も高い。また、小学生、高校生は男子のほうが女子よりも高いが、中学生については男女間にほとんど差は見られない。



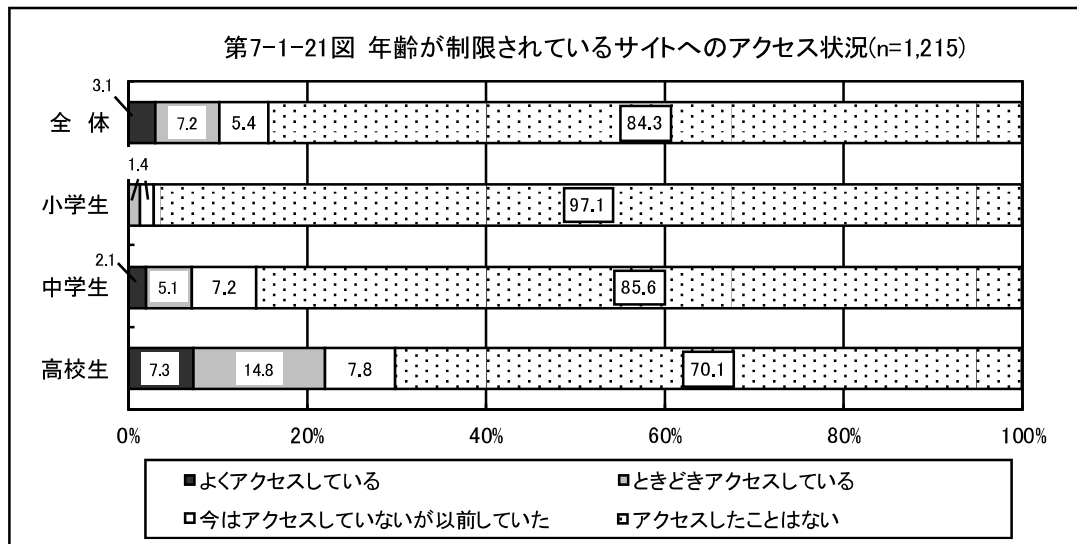
12 年齢制限サイトへのアクセス状況

(1) 全体集計結果

年齢が制限されているサイトにアクセスしたことがあるかどうか尋ねたところ、「アクセスしたことはない」が84.3%で最も高い。

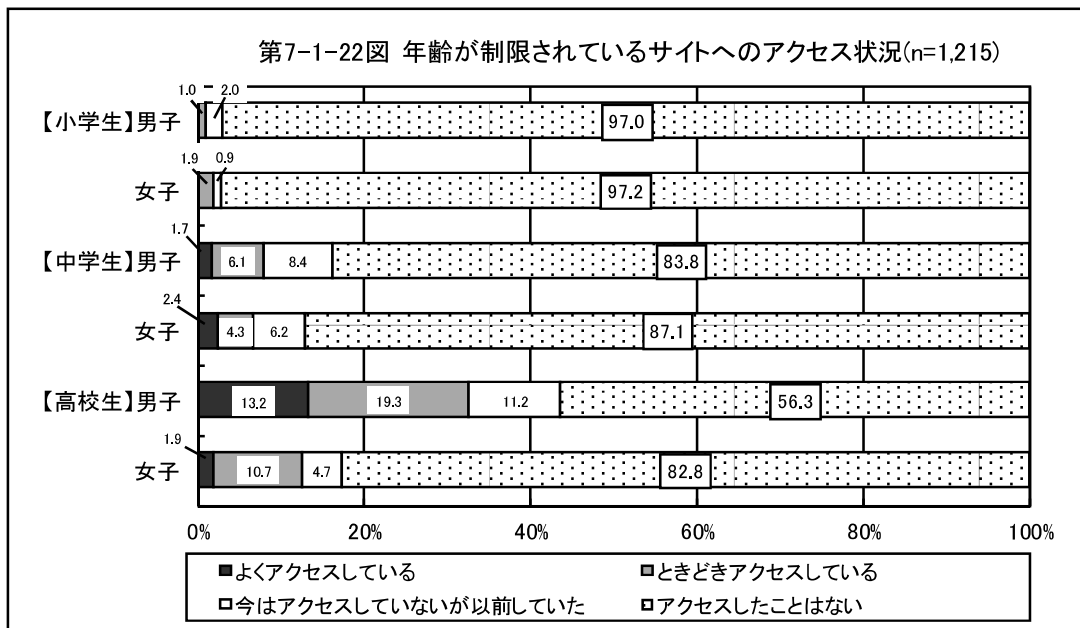
(2) 学校種別集計結果

「よくアクセスしている」、「ときどきアクセスしている」を合わせた『アクセスしたことがある』を見てみると、高校生が22.1%で最も高く、以下、中学生（7.2%）、小学生（1.4%）となっている。



(3) 属性別集計結果

『アクセスしたことがある』を見てみると、高校生男子が32.5%で最も高い。また、中学生、高校生については男子のほうが女子よりも高い。小学生については女子のほうが男子よりも高い。



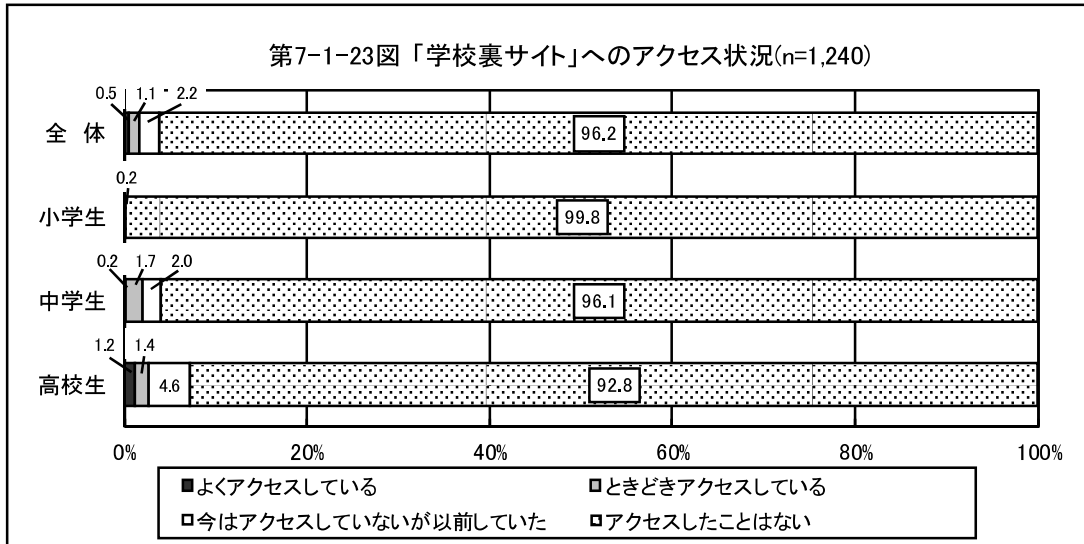
13 学校裏サイトへのアクセス状況

(1) 全体集計結果

「学校裏サイト」にアクセスしたことがあるかどうか尋ねたところ、「アクセスしたことはない」が96.2%と最も高い。

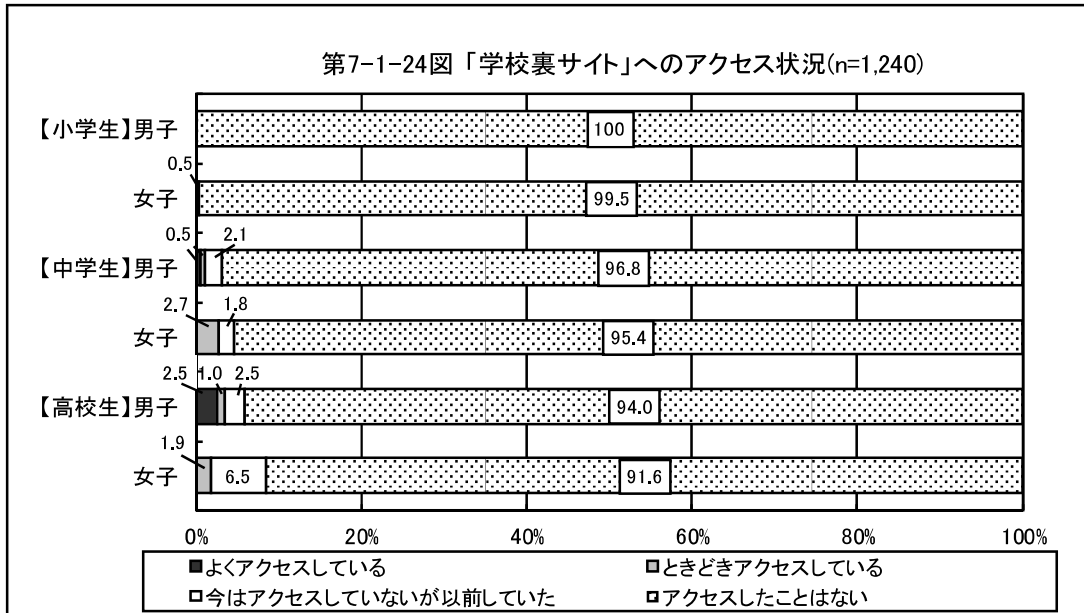
(2) 学校種別集計結果

「よくアクセスしている」、「ときどきアクセスしている」を合わせた『アクセスしたことがある』を見てみると、高校生が2.6%で最も高く、以下、中学生1.9%、小学生0.2%となっている。



(3) 属性別集計結果

『アクセスしたことがある』を見てみると、高校生男子が3.5%で最も高い。また、小学生、中学生では女子のほうが男子よりも高いが、高校生では男子のほうが女子よりも高い。



14 有害情報からの青少年の保護

・青森県青少年健全育成条例より

インターネット上のアダルトサイト等を介したトラブルが増加していることから、有害情報から青少年を保護することを目的に、青森県青少年健全育成条例を平成18年10月に改正（規定の新設）し、平成19年4月1日から施行した。

保護者や事業者等は、青少年がトラブルに遭わないようフィルタリングソフトの活用や情報提供などに努めなければならないこととされている。

※条例の内容

- 保護者や学校の関係者等の青少年の育成に携わる者は、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。
- インターネットカフェや公共施設等でインターネットを入場者に利用させる者は、フィルタリングソフトの活用等の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。
- パソコンや携帯電話等の販売業者やプロバイダ等のインターネット事業者は、有害情報を青少年に閲覧等させないようにするため、フィルタリングソフトの活用等の必要な情報を提供するように努めなければならない。

・合同サポートチーム（STEPS）の活動について

青森県教育庁及び青森県警察本部は、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチーム（STEPS）を結成し、学校・団体等の要望に応じた数名を派遣し、少年非行防止、犯罪被害防止等の取組を支援している。

平成24年度中における携帯電話やパソコンを利用したインターネット関連の派遣要請が15件あり、県内の児童生徒や教職員、保護者を対象とした犯罪被害防止に向けた研修会等へ赴き、県内において発生している現状等を説明するとともに、加害者、被害者にならないために心掛けるべき点やトラブルに巻き込まれた際における対応法等について、わかりやすく講話を行っている。

第2節 「青少年健全育成条例」の運用

1 条例制定の趣旨及び経緯

青森県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）は、明日の青森県を担う青少年の健全育成を図ることを目的に、昭和54年12月24日に制定（昭和55年4月1日施行）された。本条例の趣旨は、県民総ぐるみ運動を基調とした青少年の健全育成の推進と関係業界の良識ある判断と自粛によって、その目的を達成しようとするものであり、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応した改正（計9回）を重ねながら現在に至っている。

▲青森県青少年健全育成条例本文は付録（171ページ）を参照。

2 青少年健全育成審議会

(1) 設置

昭和55年4月19日、青森県附属機関に関する条例に基づき、青森県青少年健全育成審議会を設置し、さらに平成18年4月19日、「地方青少年問題協議会法」に基づく「青森県青少年問題協議会」と、「青森県青少年健全育成条例」に基づく「（旧）青森県青少年健全育成審議会」を統合し、青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属させられた事項その他青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議するため、「青森県附属機関に関する条例」により「青森県青少年健全育成審議会」を設置した。

また、審議会に青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため図書类等部会を置くこととした。審議会では、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議し、図書类等部会では、有害図書類等の指定、優良書籍等の推奨及び青少年育成関係者等の表彰について、知事の諮問を受け、調査審議及び答申を行っている。

▲青森県青少年健全育成審議会については、第8章第1節2（110ページ）を参照。

(2) 組織構成

審議会の委員は、学識経験者、関係業界、青少年育成団体の関係者等24名（任期2年）で構成されており、その状況は第7-2-1表のとおりである。

第7-2-1表 青少年健全育成審議会委員構成表 （平成26年1月現在）

委員数	学識経験者	関係業界	青年団体	学校関係	青少年育成者	公募
24名	6名	3名	3名	4名	6名	2名

資料：青少年・男女共同参画課

3 有害図書類の指定状況

条例第12条の規定に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を審議会の答申を受けて有害指定しており、その状況は第7-2-2表のとおりである。

第7-2-2表 有害図書類の指定状況

区分	年度	H20	H21	H22	H23	H24
総数（冊）		19	22	23	21	21
	月刊誌	10	13	13	13	7
	単行本	-	-	-	-	-
	コミック誌	9	9	10	8	14
	ビデオテープ	-	-	-	-	-

資料：青少年・男女共同参画課

4 優良書籍、映画及び団体の行う活動の推奨状況

条例第 25 条の規定に基づき、青少年の健全な育成に特に有益であると認められる書籍、映画及び団体の行う活動を審議会の答申を受けて推奨しており、その状況は第 7-2-3 表のとおりである。

第 7-2-3 表 優良書籍、映画及び団体の推奨

区分 \ 年度	H20	H21	H22	H23	H24
優良書籍(冊)	4	6	8	5	4
優良映画(本)	-	-	-	1	-
優良団体	-	-	1	-	-

(注) 団体の推奨規定は平成 8 年に新設

資料：青少年・男女共同参画課

5 条例に基づく表彰状況

条例第 26 条の規定に基づき、青少年の健全な育成のために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの又は青少年、青少年団体でその活動等が他の模範となると認められるものに対して知事表彰を行っており、その状況は第 7-2-4 表のとおりである。

第 7-2-4 表 条例に基づく表彰状況

区分 \ 年度	H20	H21	H22	H23	H24
個人	3	5	8	5	4
団体	-	-	-	-	1

資料：青少年・男女共同参画課

第 3 節 社会環境浄化活動の状況

1 立入調査員の配置及び調査実施状況

条例の遵守状況を調査するための立入調査員を 28 人（青少年・男女共同参画課 8 人、各地域県民局地域健康福祉部 20 人）配置し、それぞれの区域における調査活動を行っている。

また県では毎年、立入調査員などによる社会環境浄化一斉調査を行っており、平成 25 年 3 月末現在での把握数は、有害図書類等収納自動販売機 67、有害図書類取扱書籍販売店 105、有害図書類等取扱スーパー等 559、有害ビデオ及び DVD 取扱店等 109、有害コンピュータソフト販売店 47、個室カラオケ営業店 55 となっている。

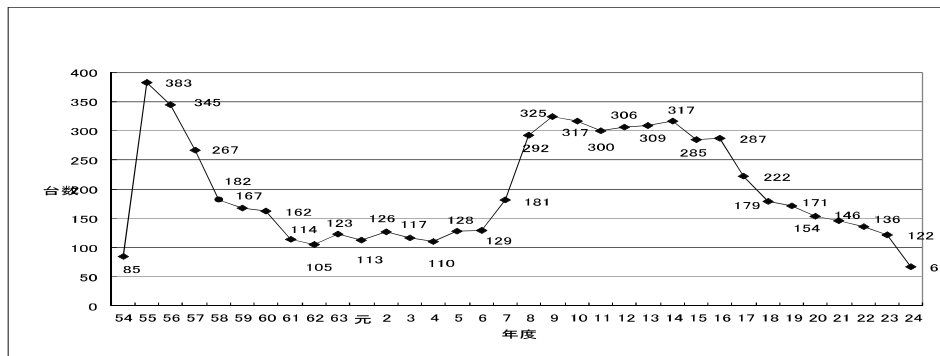
2 有害図書類収納自動販売機の設置状況

本県における有害図書類収納自動販売機の設置台数は、昭和 56 年 11 月以降、年々減少の傾向にあったが、平成 6 年から増加傾向を示したことから、平成 8 年の条例改正により、自動販売機数による販売等の状況を把握し、条例の効果的な施行と行政指導が行えるよう、業者に設置の届出を義務付けている。

平成 16 年度以降から減少に転じているが、今後も設置業者などに対する条例の遵守に関する行政指導と、地域における有害図書類収納自動販売機の撤去及び場所を貸さない運動のより一層の展開を図っていく。

本県における昭和 54 年以降の有害図書類収納自動販売機の設置台数の推移は、第 7-3-1 図のとおりである。

第 7-3-1 図 有害図書類収納自動販売機設置台数の推移



資料：青少年・男女共同参画課